

広島県告示第四百四十五号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯崎英彦

名称	所在地	撤回年月日
山田記念病院	三原市宮浦六丁目二番一号	令和五年三月一三日